評価指標及び評価基準 (案)

【評価の項目】

解消策については、評価指標と評価基準を設定し評価を行います。

① 評価指標

- ・各解消策の概要を客観的に把握するための指標を5項目設定します。
- ・評価基準に加えて判断を補足するものと位置づけ、各委員で評価し、検討会で議論します。

| 項目 | 各項目の内容 |
|---------|---|
| 法律 | ・都市計画法、都市公園法、都市緑地法等の法律に抵触しないか ・法律等の基づく計画の位置づけ、変更が必要か |
| 解消までの期間 | ・違法状態解消までにかかる期間(事業・協議・手続き等の期間) |
| 周辺への影響 | ・渋滞や騒音、交通事故等、生活するうえでの影響がないか・日野バイパスの交通安全、円滑性(渋滞等)に影響がないか |
| 構造的難易度 | ・構造的、物理的に設置可能か、無理がないか ・将来除却が可能か、無理がないか |
| コスト | ・解消策を実施するのにどの程度費用が必要か ・解消策実施後のランニングコスト(維持管理)はどの程度必要か |

② 評価基準

- ・各解消策に対して、評価を行う視点を明確にするために6項目設定します。
- ・評価にあたって、重要度の高い6項目と位置づけ、各委員で評価し、検討会で議論します。

| 項目 | 各項目の内容 | |
|-------------|---------------------------|--|
| 早期違法状態解消の可否 | ・違法状態の早期解消が可能なものか | |
| | ・住民等の要望に沿った提案となっているか | |
| 地元に新たな紛争を | ・新たな紛争を地元に招かない解消策になっているか | |
| 招かないか | ・日野市以外の用地を使用するなど、関係権利者との調 | |
| | 整が必要となり合意形成が困難でないか | |
| 豊かな環境づくりに | ・都市計画に沿った環境形成が考慮されているか | |
| 資するか | ・公園や周辺環境と調和する解消策になっているか | |
| 30 年後の施設移転を | ・30 年後施設移転を効率的に行える解消策か | |
| 考慮した合理的なものか | 30年仮応政修築を効率可に行える府府東が | |
| 財政的に過度な負担か | ・解消策の実現及び除却、維持管理等に係る事業費が過 | |
| どうか | 大ではないか | |
| 誰でも遊べて憩える公園 | ・インクルーシブな公園づくりが可能かどうか | |
| づくりを妨げないか | | |

【比較検討一覧表の作成】

- ・解消策を比較した比較検討表を作成し、検討会に提示します。
- ・評価基準、評価指標に基づき、各委員で評価し、検討会で議論します。